

2010.10.29 : 平成22年 決算調査特別委員会 本文
(140発言中3件ヒット)

▼最初の箇所へ(全 3 箇所)

○菊田順一

じゃ、まるで認めたの、正式に。言っておきますけど、このクロマルハナバチ、これは在来種ですよ。だから、いわゆる外来種のハチミツをとるハチとは違うんですよ。それは私も聞いているの。わかった。だけど、どういう事情があっても、関連性があるからってどんどんエスカレートしていったら、かつてのカラスみたいになっちゃうでしょう。鳥が生息できないところで蛍飼育できますか。自然の中の蛍なんだから、当然鳥だって飛ぶ。その鳥を飼ってもいいということにエスカレートしていったら、限りないでしょう。

21期まで育てた功績は、だから私は認めると言うんですよ。でも、何でもやっていいということじゃないでしょう。本業である1年12か月のうちの蛍が羽化した一月は、職員もいろいろ観賞で忙しい、それはわかる。大変な労力というか、あれだけの見に来る人がいるんだから、それこそ昼夜関係なく忙しい、わかる。あとの11か月はカワニナを飼っているだけでしょう。そんなミツバチを、ミツバチ、ミツバチってクロマルハナバチ、このハチを飼うために、何で正規の職員、業務の職員、再任用の職員、3人がかりでハチの世話をやらなきゃいけないんですか。

私は50歩譲って、例えば仕事を終えた後に、関連性があるからって本人が研究してやるというんなら、まだ理解はできるけども、日中の仕事にだって、今、カワニナなんか水槽見ていれば、そんなに変化なければ手を加えなくていい。だからその時間をハチに持っていったら、だからその点ではやはりきちんとしないと、だってあれでしょう。分掌的なことを部長のほうで認めたというなら何をか言わんやけども、認めないものをやったら、これはあれでしょう。職員の規律違反というか、罰則規定にもかかわるんでしょう。やはり大学の研究室でやるようなものを蛍の飼育室でやるというのが、ちょっと飛躍的じゃないか。

げすの勤ぐりかもしれないけど、じゃ、今度はこのクロマルハナバチで博士号をとるんですか。自分の研究の財産にするんですか。げすの勤ぐりということはあるけど、我々はそう思っちゃう。本来やるべきことをやる。だけど勤務時間だってあるんだから、その後でそういうものを別個に研究するというのは、これは許されることだろうと思うけども、執務中にほかの職員を巻き込んでハチを飼うということは、私は認めるべきではない。学說的にどう、茨城大学で土壌と一緒にだとか何かって、それだったら大学にお願いして、大学で結論出してもらえばいいんですよ。何であそこでやらなきゃならないのか、もう一度答弁。

○資源環境部長

委員がおっしゃるように、少なくとも次々と論理が飛躍していくような形で、本人の職務分担を超えて事務をとるということは、これは決してあってはならないことだというふうに思っています。ただ1点ご理解をいただきたいのが、その研究自体は、本人はこれをやっておらずで、やっているのはハチのフェロモンを抽出する。その抽出したフェロモンを土にかけていると。これでない、カビを退治するのに薬品をかけてしまいますと、蛍が死んでしまうと。

非常にデリケートな生き物として、本人の実際ハチとのかかわり合いは、そのハチのフェロモン抽出と、それを水に溶かして土に噴霧すると。噴霧というのは吹きかける、この範囲内だけしか私どもも認めないと。それ以上のことをやるのであれば、それは職務命令違反だと、こういう厳しい態度で本人には今後とも臨みたいと思います。また、飛躍的に何もかもというふうに、その論理のもとに自分の事務を逸脱することも、これは管理者として絶対やらせない、こういつた中で蛍を飼育していただきたいというふうに思っております。